

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成25年2月5日(火)

開会 9時30分

閉会 11時35分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長 小野芳孝、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、副課長 佐藤正満

予算経理課 課長 三井清輝、副課長 柘植広光、主査 野村宏

教職員課 課長 木平芳定、副課長 眞崎俊明、副課長 橘泰平

副課長 山本健次、副課長 花岡みどり、主幹 小宮敬徳

主査 馬場毅之、主査 山脇崇子

保健体育課 課長 吉田光徳、副課長 山口勉

社会教育・文化財保護課 課長 野原宏司、主幹 上野勉

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第41号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第42号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 三重県立学校職員の採用選考試験結果について
報告2 公文書開示請求にかかる対応について
報告3 運動部活動等における体罰等の防止について
報告4 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成25年1月18日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第42号は、人事管理に関する案件であるため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第41号を審議し、報告1から報告5の報告を受けた後、非公開の議案第42号を審議する順番とすることを承認する。

・審議内容

議案第41号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（三井予算経理課長説明）

議案第41号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年2月5日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

規則改正につきましては、その時々々の社会情勢の変化に対応するとともに、学校の奨学金担当者の声を聞くことや、教育委員会事務局への電話の声などを反映いたしまして、より利用しやすい制度となるよう改善を重ねているところです。

1ページをご覧ください。規則の改正（案）の概要です。今回は、「1 改正理由と改正内容」として、大まかに7つの項目に整理してご説明させていただきます。このうち、(1)から(4)までは、奨学金の返還猶予に関するものです。(5)(6)は、申請様式の変更、(7)は、これまで要綱で規定してあったことを、今回、規則で規定することや、その他文言の整理などです。

まず、(1) 返還猶予の適用事由についてですが、現在の規定では「就職のための職業訓練」は返還猶予事由にはなっていませんが、厳しい就職状況等を鑑み、収入の見込めない職業訓練中は返還猶予事由に追加する必要があると考えています。そこで、就職のために、職業訓練を受けている場合を新たに返還猶予の事由としたいというものです。

これは、返還猶予事由の追加ということで、今の規則での返還事由は、進学準備中、浪人中とか、進学として学校教育法の短大や大学や専修学校、専門学校に在学する場合、又は災害や疾病などが規定されているところです。

今回、これらの事由の他に、就職のための職業訓練を受けている方は、訓練中は所得も期待できないため、返還するのが困難であろうということで、新たに猶予事由として追加しようとするものです。

具体的にどのような場合を想定しているかは、3ページをご覧ください。

学校ですと、返還猶予対象となるのは、現在は進学に係る上4行、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校と、専修学校や各種学校、進学を目的とする施設等です。

今回は、下の3行、職業訓練にかかるものとして、法令に基づく大学校、これは学位を取得できるものとできないものがあります。はじめの行はできるもの、次の行は、それ以外のものということで学位を取得できないもの。これはなぜ区分してあるかと言いますと、猶予期間について、学位を取得できるものは学校教育法のものと同等の扱いをすということで、つまり在学期間中、猶予するということです。

そして、最後の行のその他職業訓練のための施設ということで、これら就職のために職業訓練を受けている場合を、今回返還猶予事由としたいと考えています。

次に、1ページに戻っていただきまして、(2)、これも返還猶予の適用事由の規定で、現在の規定では、短大、大学、大学院、専修学校か各種学校等を卒業し、または退学した直後においては、返還猶予事由になっておりません。しかし、就職した直後、一定期間は安定した収入を得られず、出費もかさむ場合が多いと考えられるために、返還猶予に追加する必要があると考えております。

そこで、短大、大学、大学院、専修学校、各種学校等に在学する者について、現在の返還猶予事由である在学期間だけでなく、新たに卒業、退学後半年以内の期間について返還猶予期間を設けたいというものです。現在の規定では、奨学金終了後、つまり高校卒業後3年間の据置期間があり、その後、返還となっています。高校卒業後進学した場合は、在学期間は返還猶予という事由になっていますが、卒業後、すぐ返還が始まることとなっています。そこで、就職直後の物入りな時期には、大学生等も半年間の実質的な据置期間を取ることができるようにするものです。

次に、(3)は返還猶予期間の開始時期についてです。現在の規定では、ある特定の返還猶予事由の場合、返還猶予期間は、「返還猶予事由が発生してから1年以内」となっています。しかし、現実には、返還猶予事由が発生してから猶予申請までに1年以上経過する場合があります。この場合は、返還猶予事由が継続しているにもかかわらず返還猶予を受けられないこととなるために、返還猶予期間の開始時期を改める必要があると考えています。

そこで、返還猶予期間の開始時期を、「返還猶予事由が発生してから1年以内」ということですが、これからは、「返還猶予を決定してから1年以内」に改めたいと考えて

います。これについては、4ページの別紙2を参照してください。これは、返還猶予期間の開始時期の変更ということで、例として、この返還猶予事由の「失業」、失業後も実は奨学金を返還し続けて、1年過ぎた後に払えなくなったという場合で、失業が継続中です。現行は、表にあるように返還猶予期間は、猶予事由が発生してから1年以内になります。ということで、平成23年7月1日に失業事由が発生したとしますと、これから1年以内の6月30日までが返還猶予の申請期間となり、返還猶予期間となります。1年を過ぎると、返還申請ができる期間を超えたために猶予申請ができないことになっています。

それを改正後ということで、猶予事由が発生した後も猶予事由が継続している場合は、返還猶予決定から1年以内ということに改めたいと思います。

同じように平成23年7月1日に事由が発生しました。1年以上経過後の24年10月1日に猶予申請をして決定がされた場合は、そこから1年以内で猶予事由を認めることができる扱いにしたいと考えています。

1ページにお戻りください。(4)返還猶予の期間ということで、これは、災害や在学による返還猶予期間、これは在学中とか別の事由が発生している間ということになっておりますので、それらの猶予事由を除いたものについての返還猶予期間についてです。現在の規定では、返還猶予の延長も含め通算して2年以内です。これを社会情勢を踏まえて延長するもので、返還猶予の期間を通算3年以内としたいと考えています。これは、疾病などの場合は返還能力の回復が遅くなる場合も多いため、日本学生支援機構とか他県の奨学金制度の状況も踏まえ、返還猶予事由にかかわらず通算3年以内としたいと考えています。

(5)様式の変更です。奨学金返還計画の変更申請についてです。現在の規定では、保護者及び連帯保証人の署名押印を変更申請の要件にはしていません。ですから、本人だけの署名押印のみで変更できることになっています。しかし、債権の安定回収を図るために返還計画を変更申請する場合は、保護者及び連帯保証人の署名押印を要件とするように改めようとするものです。当然元々の返還計画自体については、保護者及び連帯保証人の署名押印がされているものです。

(6)住所変更等異動届について、変更事項が多数あるにもかかわらず、現在の規定では届出様式が1つだけであり、かえって様式への記載方法が分かりづらくなっています。そこで、分かりやすい様式にする必要があるということで、申請者が記載しやすいように異動事項ごとの届出様式とし、新たに4種類作ります。

(7)その他規定の整備ということで、①返還猶予規定の「その他やむを得ない事情」というのが規則であります。現在、三重県高等学校等修学奨学金貸与に関する事務処理要綱で規定してある次の返還猶予事由を、規則において規定し明確にしようということです。具体的には大学等への進学準備、予備校とか浪人している進学準備のため、自宅又は自宅外で学習するとき。それから、就労の意志を有しながら一度も就労できないときというのを、要綱から規則へ明確に位置づけをしようというものです、②その他、所要の改正を行います。

「2 施行期日」として、25年3月1日から施行したいと考えています。この3月の卒業生にこのような内容でお渡ししたいと思っています。

②この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づいて提出されている申請書等は、改正後の規則に基づいて提出された申請書等とみなすことにしたいと思います。

次に、5ページから、改正する規則案を添付していますが、改正前、改正後がよく分かる23ページ以降の資料で、今、説明しました内容を含め、主要な改正部分を重複しますがご説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。上段が改正案、下段が現行です。また、改正する部分には右側に線を入れてあります。まず、中ほど、上段、改正案の第6条第2項の横線の部分です。ここは、先ほど申しました主要な改正にあたるもので、「高等学校等」の下に括弧書きがありますが、下段の現行では、第3項にある「高等学校等」の下に括弧書きがあります。今回、先に「高等学校等」が出てくる第2項のほうで整理をするという形式的なものです。

24ページ、上段の第5項です。これも主要な改正にあたるものです。第4項で規定しています高等学校等卒業後に提出する奨学金の返済明細書に記載した返還方法について、変更する場合の規定とその申請様式についてここに追加しています。これは、従来は滞納整理要綱で規定していましたが、今回、第4項に引き続く規定として第5項として整理したものです。

次の25ページをご覧ください。25ページの上段1行目、「課程若しくは」は文言の整理です。それに引き続く横線部分は、今回新たに追加しました職業訓練に関するもので、特に学位を取得することができる大学校について、学校教育法の大学等と同等とみなし、ここに位置づけをしています。

次の上段の第3号から8号まで横線を引いています。返還猶予事由です。今回、猶予事由の追加に伴い、猶予事由ごとに各号として整理したものです。上段の第4号は進学準備です。第6号は、一度も就労できない場合について、現在は要綱で規定してあったものを規則で位置づけするものです。第5号は、職業訓練についてということで新たに猶予事由とするものです。

26ページ、上段の7行目、第2項の部分ですが、今回新たに2回延長できる規定を置いており、第3項では猶予事由等のいかににかかわらず、通算3年間を限度とすることを規定しています。今まで2年間でしたが、今回、通算3年間を限度に延長することができる規定をここに入れてあります。

27ページの上段に様式の改正等については、28ページ以降の様式で具体的にご説明させていただきます。28ページをご覧ください。奨学金の申込様式の改正の主なものです。これは外国住民にも昨年から住民票が交付されることになりました。ということで、在留資格欄を入れることで奨学金の対象者の確認作業を円滑に進めることができるようにしています。

32ページは、奨学金の返還計画の変更ということで、滞納整理要綱から規則第11条第5項に新たに規定したものの様式です。

33ページの返還免除申請書、34ページの返還猶予申請書は、現行の様式は本人の署名押印で申請できますが、今後の申請にあたっては連帯債務者の保護者や連帯保証人が承知のうえで申請する必要がありますので、保護者、連帯保証人の署名押印欄を追加したものです。

36ページから39ページは、いろんな項目の異動届について分かりやすくするために、今まで1つの様式であったものを4つの様式に分けて分かりやすくしようとするものです。

以上で、主な改正点のご説明を終わります。よろしくご審議を賜りたいと思います

【質疑】

委員長

ありがとうございました。議案第41号についてはいかがでしょうか。

丹保委員

全体的にはこの案でかなり救われる人もいるんじゃないかと思いますが異議はありませんが、例えば、アルバイトで非常に少額なアルバイトをしているという場合は、どういう扱いになりますか。

予算経理課長

実際は今の変更事由によらないものは猶予はありません。いろんな場合があると思いますが、今回は職業訓練などは受けられないのかという声がありますので、そういうものに対応したということです。

委員長

返還できるだけの働き方ができてないというのが、一つのメルクマールになるだろうということでもいいですか。

予算経理課長

はい、そうです。

丹保委員

それから、もう1つ、その他やむを得ない事由によって返還が困難になったときとありますが、それは何か想定をしているわけですか。それとも、そうでなしに突発的に何かあるだろうということですか。

予算経理課長

この場合については、今までは要綱でいろいろその時々によりまして、やむを得ないだろうということについて位置づけをしていました。今のところ、想定はありませんが、私たちの想定以外にいろんな事情が出てくる場合がありますので、そういう場合に備えてと考えております。

丹保委員

ありがとうございます。

委員長

他にはいかがでしょうか。

真伏教育長

確認のためによろしいですか。3ページに教育施設等の一覧表がありますが、例えば職業訓練にかかる猶予ということで、農業者大学校とか水産大学校など国が設置をしている職業訓練施設があります。例えば、その他にその下には、県なり国が置いている職業訓練施設があるんですが、例えば、県の農業大学校は、ここでいう最後のところの県の高等技術学校と同じようなレベルで扱いをしたらいいという理解でよかったですか。

予算経理課長

それにつきましては、その上の段の専修学校の欄に書いておりますが、学校教育法124条では、農業大学校も専修学校の位置づけをしていますので、ここで読めるということになります。

教育長

もう1点。例えば、こういう学校へ入っていると何かあれば、その証明が取れると思いますが、さっき丹保委員からもあったように、その他やむを得ない事由とか、就労の意志があるにもかかわらず一度も就労ができてないとか、その辺の証明はどういう形で担保しているのか確認させて欲しいんですが。

予算経理課長

就労については、一度も就労してないというのは、特にハローワークのほうへ職業あっせんのために行った申請書とか、地域の民生委員の方に、現在就職してないが就職したい意志があるとかそういったもので、できるだけ学生にとって善意に解釈をして対応しております。

委員長

ということで、よろしいですか。民生委員あるいはハローワークへの実績ということですね。それで就労の意志を有しながら一度も就労できてないことを証明しようということになるわけですね。

他にいかがでしょう。

清水委員

これは25年の3月1日からとなっていて、今、この3月1日になった時点で該当されるというか、今は収入がないが払っていて、仕事はしてないというような方にも適用されていくわけでしょうか。

予算経理課長

3月の時点で申請していただいたら、そのような方について適用したいと思います。主にこの3月で卒業される高校生の方に、卒業式にこのような内容のものを手渡し、4月からの進学や職業訓練などが控えている方に猶予ができるようにということを考えています。

清水委員

周知は卒業式等で該当者に通知するというようなことですか。

委員長

そもそも今、奨学金を受けている人数はどれぐらいになりますか、この3月1日ですと。

予算経理課長

全体で23年度末で1,440人。24年度は、新たに400数十人が奨学金を受けています。リーマンショック時の20年、21年のときは600人を超えるときがありましたが、それより以降下がってきている状況です。

委員長

ただ、その中でも学校を卒業してすぐに就職できるというのもなかなか厳しくなっているのも確かですからね。

予算経理課長

非常に就職が厳しいということで、昨年度、大学卒業後就職できない場合を猶予事由に入れました。職業訓練のほうへ行かれる方も多いので、そういうことに対応をしようということです。

牛場委員

これまでは保護者の印や署名は取ってなかったから、3月から取るということですか。

予算経理課長

連帯保証人の印や署名です。学生が勝手に返済の計画を変えてしまうと、連帯保証人が知らなかったということになります。変更するならば、連帯保証人の方できちっと対応したのという話もございますので、連帯保証人も変更する場合は、きちっと知っていただく必要があるということで今回入れております。

委員長

他、よろしいですか。これは所要の必要な改正をさせていただいていると思っております。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

報告1 三重県立学校職員の採用選考試験結果について (公開)

(木平教職員課長説明)

報告1 三重県立学校職員の採用選考試験結果について

三重県立学校職員の採用選考試験結果について、別紙のとおり報告する。平成25年2月5日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1 ページをご覧ください。2つの選考試験について、今回、結果を報告させていただきますが、昨年11月6日の教育委員会定例会で、当該試験の実施と、その試験内容についてご報告させていただきました。

1点目の「平成25年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験」ですが、昨年12月22日に試験を実施し、試験内容は教職教養に関する試験、小論文、面接を実施したところです。申込者数2名、受験者数2名、合格者数1名ということで、合格決定いたしました。

2点目の「平成25年度三重県立学校実習助手採用選考試験」ですが、同じく12月22日に試験を実施し、筆答試験、小論文、面接です。高等学校にはいろいろ教科・科目がありますが、申込者が合わせて90名、当日の受験者が76名、合格者は、それぞれの教科等合わせて16名の合格と決定しました。

下段の表は、高等学校のそれぞれの教科・科目ごとに申込者数、受験者数、合格者数を記載しました。

今後、この採用予定者への説明会を実施させていただき、4月1日付での採用を予定しています。

【質疑】

委員長

報告1についてはいかがでしょうか。

確かこの前、この報告を聞いたときに、理療科の教員の方というのは、資格を持っている方が全国でもすごく少ないという話でしたね。そうすると、2人受けていただいて、1人はかなりの確率で4月1日に着任されるということではないんですか。

教職員課長

前もご質問いただいて、理療科そのものを直接的に養成機関で取得できるのは筑波に限られるということと、もう一方で一定の実務経験を経ながら取得できるというのもございまして、今回募集したところ、2名の方が応募いただいたということで、具体的には盲学校の理療科の実習助手として生徒指導にあたっていただくわけですが、先ほど申し上げましたが、採用に向けた説明会も実施して、4月1日の採用を予定しています。

委員長

そうですか。この報告1についてはよろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 公文書開示請求にかかる対応について（公開）

（木平教職員課長説明）

報告2 公文書開示請求にかかる対応について

公文書開示請求にかかる対応について、別紙のとおり報告する。平成25年2月5日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1 ページをご覧ください。資料に沿って説明させていただく前に、若干の経緯を報告させていただきます。教職員課が所管する事務、公文書について、県民の方から開示請求がございまして、後で申し上げますが、当初、部分開示決定をさせていただいたところです。その開示決定についてご説明する中で、県民の請求者の方から、教育委員会での過去の考え方、取扱いと異なる、矛盾があるというご指摘をいただきました。

私どもで改めてその部分について確認をして、当初の部分開示決定の一部を取り消して、改めて開示決定をさせていただくという状況になりました。こういうことで情報公開制度を十分に運用できなかった点について申し訳なく思っておりますし、今回は、その経緯と今後の再発防止の考え方についてご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。「1 経緯」の(1)のところですが、平成24年12月4日付けで公文書の開示請求がありました。対象となる公文書は、平成5年度から9年度に当時の文部省の委嘱事業の経理の不適正執行というのがあったわけですが、それに関わって教育長ほか38人について、平成10年12月に処分を行った。それに関する公文書ということでございます。

その公文書の中には、被処分者の個人情報、氏名が含まれていましたので、情報公開課とも協議のうえ、一部の被処分者の氏名を非開示とする部分開示決定を12月17日付けで行いました。

その際の考え方ということで、白丸で2つの区分させていただいていますが、まず、「管理監督責任を負う職にある者」ということで、この職員の処分に関する開示請求について、以前に事務局で異議申立てがあり、その異議申立てがあった際には情報公開審査会で審査があるわけですが、その答申が平成20年10月になされております。その中で以下の2点が言及されているということで、これは知事部局での異議申立てに対する答申ですが、職員の責任を問うものではなく、組織としての責任を明確にしたものであるから、処分された職員の氏名を開示することにより、当該職員個人の評価を低下させるものとは言えず、公にすることにより生活上の権利利益を害するものとは言えない。それから、当初から職名と年度まで開示していることから、非開示とされた職員を特定し得ると認められるということが、その答申の中で言及をされています。

その答申等を踏まえ、私のほうで平成10年度の教育長、教育次長、以下、課長については、管理監督責任を負う者、いわゆる機関責任として処分がなされているということでしたので、この答申を踏まえて、これに相当するということで、この部分につきましては氏名を開示することを決定しました。

もう1点の白丸ですが、「不適正な会計処理を担当していた予算執行職員及び会計事務職員」ですが、具体的には事業が関係する課長、課長補佐、係長等ですが、これらの職員については、不適正な会計処理を担当していた予算執行職員、会計事務職員、直接事務を執行した者であるということから、氏名を非開示とする判断をし、非開示を決定しました。

(2)ですが、12月19日に開示請求のあった県民の方に説明を行ったところです。その際、今、申し上げた非開示の部分の取扱いについて、これは別件ですが、平成21年10月に同じ請求をいただいた県民の方が、教育委員会事務局の人材政策室に公文書開示請求をいただいているわけですが、その際、教育委員会では注意処分を受けた管理職、人材政策室長ですが、の氏名を開示していると。しかしながら、今回は、管理職の氏名を非開示としており対応が矛盾しているというご指摘をいただきました。ついては、当時の対応を改めて確認して、再度検討すべきではないかというご指摘をいただいたところです。

2番ですが、その指摘を受けての対応ということで、平成21年10月当時の開示決定に至る考え方を改めて確認をしました。その当時、情報公開にかかる公文書は、規定に基づき保存期間は1年となっており、現在は3年ですが、現時点で既にその部分が廃棄されていること等もあり、当時の担当職員に対応の考え方等について改めて確認をしました。その概要ですが、平成20年5月、マスコミからの取材対応の中で、当時の人材政策室長、それから担当職員が不適切な対応があったということで、同年9月17日に、両名に対し教育長から口頭で厳重注意が行われていました。それで、その県民の方から上記注意処分にかかる公文書の開示請求があり、室長と担当職員の氏名は非開示とする旨の決定がされております。

その後、1年後ですが、平成21年9月に、同じ請求者の方から知事部局の対応と教育委員会の公文書開示決定の対応とが異なるというご指摘をいただきました。そのうえで、改めて21年10月に当該県民の方から開示請求があったという状況です。

総務部、当時、人材政策室において、その間に平成20年10月の答申が出ておるわ

けですが、そこでの組織としての責任については、管理監督責任として、管理監督責任による処分は、職名と併せて氏名も開示するという考え方であるということと、全体的に知事部局において、当事者であるということと、部課職員の管理監督の双方の責任を問われた事案については、室長の氏名を開示を行っている事例が、その答申なりを踏まえてあったということが、大変申し訳ないですが、事後確認で確認しました。

こうしことを踏まえて、当該開示請求に対して、人材政策室長の不適正な対応を行ったことに加え、担当職員に対する管理監督者責任を有するため注意処分がなされたものであるから、室長の氏名は開示する必要があると当時判断をし、平成21年10月ですが、室長名は開示、担当職員名は非開示とする開示決定を行いました。

上の(2)の12月19日に開示請求者の方からご指摘をいただいた部分については、今申し上げた平成21年10月に、こういう考え方で教育委員会の人材政策室として開示しているにもかかわらず、12月19日の部分開示、一部非開示とした考え方は、この部分と矛盾しているというものです。

3ページの「(2)今回の開示決定の取消にかかる考え方と対応」ということで、先ほど申し上げましたが、当初の部分開示決定においては、不適切な会計処理を担当していた予算執行職員及び会計事務職員については、この中に課長も含まれるわけですが、不適正な会計処理の当事者であるということから判断をして、氏名を非開示とするという判断を私のほうでさせていただきました。

しかしながら、今申し上げました平成20年10月の答申の内容、これは当初から承知していたわけですが、それと、平成21年10月の人材政策室の開示決定等を踏まえると、不適正な会計処理を担当していた予算執行職員及び会計職員のうち、課長については、不適正な会計処理の当事者であるという責任と管理監督責任の双方の責任を有していることから、その氏名は開示する必要があると判断をしました。当初の部分開示決定が誤りであったということで判断いたしました。

つきましては、その部分開示決定を取り消して、改めて不適正な会計処理を担当していた予算執行職員及び会計事務職員のうち、課長の氏名を開示する旨の決定を本年1月8日付けで行わせていただきました。

なお、課長以外の処分については、管理監督責任によるものではないことから、公にすることにより当該個人の生活上の権利利益を害する恐れがあるということで、当初の決定と同様に非開示としました。

開示請求のあった県民の方へは、1月11日に情報公開課職員同席のもと、私から前回の部分開示決定を行った際の考え方、それから、その後、ご指摘を踏まえ担当職員への確認の結果、それから、総務部人事課との調整、あるいは、情報公開課との協議などを踏まえて、取消に至った経緯の考え方について説明をさせていただきました。

その際に、当該県民の方からは、再発防止も含めて、特に重大な案件(処分等)にかかる開示請求の対応については、過去の対応と比較、検討ができるように、教育委員会としてきちっとした引継ぎがなされてない。それから、情報共有もなされていないことについて、強いご指摘をいただきました。併せて、取消決定は情報開示制度上、非常に重大なことであることから、当初の決定を行った決裁権者ではなく、上司が決裁すべきであるという旨のご意見もいただいたところです。

3の「再発防止について」ですが、今後、情報公開制度を的確に運用し、今回のような事態に至らぬよう、まず、教職員課内での引継ぎなり情報共有をしっかりと確に行うことと併せて、今回の経緯と対応について教育委員会事務局内の課長会議等もごさいますので、その場において各課長等に私から報告し、事務局全体でこういった事態にならないように再発防止を図っていきたいと思っています。

それから、併せて、公文書の取扱い、情報公開の対応については、教育総務課とも協力して、文書主任、それから、情報公開・個人情報保護制度推進員というのを指定しておりますので、その方々を対象とした研修会についても、近いうちに実施をさせていただきたいと思っています。

報告は以上ですが、当初の開示決定の際に、これまでの教育委員会の経緯なり考え方をしっかり私のほうで確認をしておけば、こういった事態にならなかったわけですが、該当の県民の方々には大変申し訳ないということと、再発防止については、先ほど申し上げたような形でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。報告2については、いかがでしょうか。

基本的には機関の組織としての責任の部分と、それで情報開示する際に、個人情報等の絡みで管理監督責任を有する者については、これを公開するという一定の基準が今回は見過ごされていたと。それで、違うことが管理監督責任で本来は公開すべき職にある方も非公開としてしまった。その決定を今回は一回覆す形で開示決定をしたという一連の事案であり、これをもとに個人情報保護の、特に情報公開請求に対してのあり方、過去の例をどういうふうに組織の中で蓄積していくか、引き継いでいくかということが問われていますので、その点について再発防止をお願いしたいと、これは教育委員会としても、委員としてもそれを切に願う次第ですが、今の案件についてどうでしょう。

教育長

こういう情報公開については、本来の決裁権者等もありますが、従来のものについては当然私たちも報告を受けておりますので、その際に十分その辺はしっかりチェックをさせていただいて、遺ろうのないようにしていきたいと思っていますので、先ほど再発防止、いろいろ挙げていましたが、それに加えて、そういう協議の中でもしっかりチェックをしていきたいと思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

いかがでしょうか。今回、この点についてご指摘をいただいたことについては、本当に県民の方に感謝申し上げたいと思います。基本的にこれは最近の行政全般ですが、情報公開はすべてを出すのが基本。ただ、個人情報で隠すものは絶対隠さなくちゃいけない。出すことが基本で個人情報の部分をどう隠すかという基本的な考え方でいけば、そんなに間違えることはないんじゃないかという気はします。ですから、確かにいろいろと請求も上がっていますから、どんどんいろんな事例は積み重なっていくわけですが、基本はとにかく公開する。ただ、隠すべき個人情報は絶対隠す。それだけで僕はいいような気がします。

私自身もいくつかのところでこれまで情報公開の審査会に関わらせていただいて、判断も徐々に変わっていくこともあるんですね。例えば、印影の公開というのが、かつてはオープンにしていっていいという話でした。ただ、これだけスキャンの技術が高くなると、印影を公開したことによって、それをスキャナーで読み取って、赤くやっつけていけば偽造を手助けすることになるのではないかと。そうすると、印影は隠さなければいけない情報になるのではないかとということで判断が変わってきたり、これは隠すべきもの、公開すべきものの基準は、時代の変遷によって徐々に変わってきます。だからこそ、フルにオープンにすることを前提にして、どこを隠すのかだけは個人情報を守る、その個人情報の範囲もいろいろ変わってきますが、組織のあり方が問われる場合の管理監督の責任については、多分こういう考え方で今後いくしかないと思っていますので。

なお、それを組織の中でちゃんと共有していくということを、今回その必要性をご指摘いただいたということで、その県民の方に感謝申し上げるとともに、この教育委員会としても、再発防止をしていく必要があるということで、事務局には切にお願いしておきます。

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 運動部活動等における体罰等の防止について（公開）

（吉田保健体育課長説明）

報告3 運動部活動等における体罰等の防止について

運動部活動等における体罰等の防止について、別紙のとおり報告する。平成25年2月5日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。まず、この報告に至るまでの経緯について簡単に説明をさせていただきます。

今年度、本県におきまして、4月から12月の間に、県立学校の運動部等で教員の体罰や社会的に報道に至った事案が7件発生しました。例年と比べて多いことから、何とか対応策はないものかということで、この7件の事案について、経緯や背景の調査をするとともに、その要因を分析し、今後の対応策について検討することになりました。平成24年12月11日に教育委員会内において、関係課長等による検討会議を設置し、12月中に3回、1月に入ってから1回の検討会議を開催し、検討を重ねてきました。

この検討を行っている中、ご存じのように1月8日に大阪市の高校において教員の体罰に起因すると思われる生徒の自殺事件が発生をいたしました。この検討会議の設置は、大阪の件を受けてのものではありませんが、全国的に体罰が大きな社会問題になっていることにつきましては、課題意識を持つことが必要であると強く考えております。

そういったことで、本日は検討会議で取りまとめた運動部活動等における体罰等の防止について報告をいたします。

なお、この報告書ですが、1月23日の知事定例記者会見でも発表をされ、同日、報道配付資料として、この4ページの「IV 再発防止に向けた対応」の部分の資料提供を

このときにいたしております。

また、この会見時に複数の記者の方から報告書の全文も資料提供してくれないかという質問がございまして、知事のほうから特定できないように整理したうえで、1月31日に校長会がございましたが、それに合わせまして報道資料提供をさせていただくという回答もあり、今、この資料については、1月31日、校長会の説明のときに同時に資料提供をさせていただきました。市町にもこの資料を送付しお示ししました。

それでは、その内容について説明をいたします。「I 経緯と目的」については、今、ご説明したとおりです。

IIの「主な事案の概要と背景」ということで、ただ今の7件について、その概要や背景、至った経緯などについて簡単にまとめました。まず、1の(1)～(4)までが体罰によるものです。2の3件は生徒同士のトラブルということで分けています。

まず、県立A高等学校の場合です。平成24年5月のことですが、1年生男子生徒に生徒指導上の問題について注意をしていた顧問の教員が、該当生徒に対して顔を平手でたたくという体罰を行いました。

(2) 県立B高等学校です。平成24年8月のことですが、顧問の指導に反発して2年生男子生徒が興奮したため、これを落ち着かせようと体罰に及んだということです。

(3) 県立C高等学校の場合ですが、平成24年9月に校舎付近で生徒が騒いでいたため、注意を繰り返していた生徒指導担当の教員が、2年生男子生徒を威嚇しようと足を踏み下ろし、それを避けようとした生徒が出した腕を蹴ってしまったというふうなことです。

2ページをご覧ください。

(4) 県立D特別支援学校の場合です。平成24年9月、高等部3年生の男子生徒に生徒指導上の問題について注意をしていた教員が、生徒が素直にならず、他人の気持ちを踏みにじるような発言や態度を取ったことについて腹を立て、感情的になって頬を平手で叩いたということです。

2につきましては、先ほど言いました運動部部員の問題行動で新聞報道等に載った案件です。3件ございます。

まず、県立E高等学校ですが、平成24年5月、3年生男子生徒2名が、校内の職員駐車場で卒業生の車を無免許で運転をした。また、同部に所属する2年生男子生徒2名と1年生男子生徒5名が、校内の自動販売機から食品を窃盗したという案件です。

(2) 県立F高等学校です。平成24年8月に起こりました運動部の2年生男子4名が、同部の1年生男子5名に対して暴力行為を行いました。これについては、運動部特有の厳しい上下関係が根底にあるかと考えています。

(3) 県立G高等学校の場合です。平成24年9月、2年生男子生徒2名が、同部の1年生男子生徒1名に対して、複数回にわたって暴力行為を行いました。同部は部員不足で、この当該1年生は、退部の意思をほのめかしていたことについて、腹を立てて暴力に及んだということです。

以上の7件の事案をもとに、状況等を踏まえて要因の分析をいたしました。

まず1つ目は、学校の特性ということで、(1)フラットな組織と分掌による細分化。学校は、校長を中心とする教員集団で組織された独立した教育機関であり、年齢や経験

等に関係なくフラットな関係で、学年や生徒指導等の分掌組織に細分化され、職員室も分かれております。それぞれの組織が日々、生徒の指導に当たっているという現状があります。

続きまして、3ページの(2)学校内の連携不足ということで、学校内の組織間での横の連携が十分に行われているとは言い切れない状況にあります。教員がそれぞれの立場や思いで生徒を指導したことによるトラブル等も見受けられます。

(3)危機意識の不足ということで、外部から県教育委員会に情報や相談があったり、新聞等で報道されることに関して、学校の危機意識は高いとは言えません。校長と教員の意識や対応のずれも見られます。

2の「教員の特性」としては、(1)体罰に対する教員の認識不足。生徒への体罰は、頭では理解していますが、絶対に許されないものだという教員の意識そのものが高くないと言わざるを得ないということが考えられます。

(2)報告遅れとしては、管理職に報告することで事が大きくなったり、処分の対象となるなどの不利益につながるのではないかという意識も働いていると考えられます。

3の「運動部活動の特性」ということで、運動部活動につきましては、早朝練習や、放課後の練習に加え、土日の練習や大会の引率指導など、顧問を務める教員のボランティア的な要素で成り立っている現状があります。生徒の多様な価値観や保護者への難しい対応等でいろいろな問題、課題に直面しています。このようなことから、顧問を希望する教員が減少しており、特に専門外で顧問を務める教員の負担感はいへん大きくなっていると言えます。

(2)顧問と生徒の関係ですが、運動部活動は外から見えにくいというところがあります。顧問と生徒の関係は、主従に近い強い上下関係が生じるため、自分が上位という錯覚が生じやすいということが考えられます。

(3)古い指導方法ということで、本県においては、競技の成績を上げるための体罰が常態化している案件は見られておりません。過去からの古い指導方法や体質を未だに引きずり、単発的に体罰を行う指導者がいないとは言い切れないということです。

4ページの(4)顧問による体罰の背景。本県の最近の事例は、生徒指導的な場面で顧問が生徒に体罰を行うケースがほとんどであります。顧問と生徒との関係は濃密であり、顧問は日頃から生徒と深く関わっていることから、なんとかしたいという思いが強いことが要因の一つとして考えられています。生徒が問題行動を起こした場合、生徒に裏切られたという気持ちと憤りが重なり、体罰を行うことが考えられるのではないかとことです。

続きまして、4の部員同士の問題行動です。運動部活動特有の縦割社会ということで、先輩後輩というような関係がございます。それが原因の一つとして考えられます。部内の一定の規律は必要であるが、理不尽な命令や暴力までが規律の一部であるかのような履き違えがあるのではないかと考えています。

(2)メディアの取扱いと団体独自の処分ということで、運動部活動の場合、メディアの取扱いや団体独自のルールがあるためクローズアップされやすい。特に高校野球の場合は、高野連や日本学生野球協会の処分があります。新聞等で報道されやすいということで特別な扱いとなっています。

このような要因を分析して、IVとして今後の再発防止に向けた対応をまとめました。1の「体罰等の情報ルートの確立」ということで、「(1) 定期調査と報告」、校長は、体罰等を行ったり見聞きした教員は、必ずその事実を報告するよう、校内で教員への指導を徹底する。また、学期に1回程度、教員に対し体罰の有無について調査し啓発を行うとともに、生徒アンケート等の活用等により直接生徒の声をキャッチできるように努める。体罰等の事実を確認した場合は、すぐに県教育委員会に報告するということです。

「(2) 電話相談の設置」ということで、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、総合教育センターに新たに「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、その周知を図るとともに、教育行政相談と既存の相談窓口も有効に活用し、生徒や保護者等からの相談に対応する。この「体罰に関する電話相談窓口」ですが、2月1日に開設しております。今、そういうことで電話相談にあたっています。

5ページの2の「情報の共有」ということで、学校内においては体罰等の事案が発生した場合は、当事者と管理職だけの情報にとどめず、校長は学校の教員全体での共有を図り、速やかな事後対応と再発防止を図る。学校外については、「県民の声」や「教育行政相談」、「体罰電話相談」等により、学校外から県教育委員会に情報をいただいた場合は、関係各課及び当該学校に速やかに情報を共有する。

3の「早期対応」として、指導主事の派遣については、体罰等の事案が発生した場合は、県教育委員会が関係課で対応を協議し、必要に応じて学校に指導主事を派遣し、指導助言をするということになっています。

(2) 生徒への聴取等による事実確認です。事実関係の調査は、該当の教員への聴き取りだけに留めず、生徒への聴き取り等により事案の背景や前後関係を含めた事実を確認するといいました。

4の「体罰等を行った教員への対処と学校の改善策」ということで、(1) 行為者への処分と研修の実施ということで、体罰を行った教員に対しては、厳正な処分や指導を行う。特に、体罰が指導手段として常態化したり、同じ教員が体罰を繰り返すなどの場合は厳しい処分をする。また、以後の指導については、校長のもとで継続的な面談を行い、一定期間の研修を積ませるなど、教員としての資質向上を図る。

(2) 改善策の作成と報告、体罰などの事案が、学校の雰囲気や古い体質などに起因している例も少なくないことから、場合によっては当該教員を一定期間、顧問や担当から外し組織の見直しを図るなど、学校が組織としての再発防止と信頼の確保に向けた改善策を講じ、県教育委員会へ報告することにしていきます。

5の「未然防止の方策」ということで、(1) 学校評価等の活用、学校は、学校評価等を活用するなどにより、保護者や関係者等の意見や見方を参考にして指導の在り方等、改善につなげる。

(2) 研修による意識改革ということでは、各学校の運動部活動担当教員等の代表者は、県教育委員会が行う指導者研修会に必ず参加し、体罰を含む諸課題について認識を深めるとともに、各学校において、全教員にその内容を伝達する。

さらに、新たに県教育委員会で作成する体罰防止のための映像教材を活用し、校長の指導のもと、全ての教員が参加する校内研修を実施する。

加えて、初任者研修や経験者研修等において、体罰はいかなる理由があっても絶対に

許されないという内容の研修を行います。

(3)関係団体との連携ということで、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟と連携をして、各競技専門部として各校の顧問に対して注意喚起を行い、発生した場合は早急に管理職に事実と状況を報告するように指導を行ってまいります。

(4)生徒への啓発ということで、部活動等に関する不安や悩みがあれば、信頼できる身近な教員に相談するよう生徒に啓発するとともに、電話相談等の存在と利用方法についても周知し、早期解決を図ってまいりたいと思います。

以上のようなところで再発防止をまとめさせていただきました。よろしく願いいたします。

【質疑】

委員長

報告3ですが、いかがでしょうか。

いろいろと検討をしていただいていることについては、我々も従前からお伺いはしていたわけですが、校長会で配付をされ、そして、知事もこれを記者発表されたということで、今日、正式に教育委員会で報告をいただいたことになるわけですが、2月1日に開設した電話相談は今はどうな状況でしょうか。

次長（研修担当）

2月1日に体罰に関する電話相談窓口を開設させていただき、2月1日の時点で、12件の相談が寄せられました。その内容ですが、クラブ活動に関する内容、それから、その他教育課程に関する内容等の相談などが寄せられました。昨日も数件の相談が寄せられました。

委員長

昨日も数件あったと。これはまだ今、相談を受けている段階ですから、個人情報のお話もありますから、これをオープンにしていろいろ議論をするわけにはいかないことは重々承知ですが、今回のこのペーパーを拝見し、例えば、今、相談窓口で電話をしてきている子がクラブ活動でということになると、クラブ活動で顧問から例えば体罰を受けたという話があった場合は、ここでいろいろとその対応策が書いてありますが、部員の部活動における生徒間の上下関係ですね、生徒からのクラブ活動の中での上下関係が大きな問題行動の中の要因分析で出てきていますが、この生徒の部活動における上下関係は、再発防止あるいは未然防止の中でどういうふうに考えればいいのかというのが、このペーパーの未然防止の中ではなかなか見えてこないんですが、その点はどうなんでしょうか。

保健体育課長

生徒同士の上関係におけるトラブルは実はありまして、この件については、体罰を中心にまとめさせていただきましたが、それについても運動部顧問の先生の指導の在り方の一環の中でしっかり指導していってもらうということは、研修等でも伝えていきたいと思っています。

委員長

それこそ、まさに顧問の先生の仕事ではないかということですね。

丹保委員

要因分析のところで説明をお願いしたいのですが、フラットな関係が要因の一つであるということが指摘されていますが、もう少し説明していただければと思います。

保健体育課長

要因の分析の1番につきましては、高等学校における運動部活動のところで調査をした中で、高等学校の特徴といいますか、小学校や中学校とは違う、高等学校においてそれぞれの分掌が細分化されたり、あるいは先生たちの関係が、同じ教員という関係の中で先輩の教員が後輩をいろんなところで指導するという関係があまりないのではないかという部分を、特性というところでまとめさせていただきました。

丹保委員

分かりました。それから、もう1つ、県の教育委員会と市町の教育委員会の連携という関係というか、そういうのは今、どういうふうにしようとしているのか、現在どうなっているかお伺いしたい。

保健体育課長

運動部活動に関しましては、県が主催するいろんなところには、必ず市町にも案内を出して、できるだけ積極的に参加をしてもらって研修を積んでもらうということも含めて、あるいは、団体も中体連という部分もありますが、その辺のところにも入り込んで、いろんな会議も入らせていただき関係を持たせていただいております。

丹保委員

分かりました。

牛場委員

調査をされていることは、ここに書かれておりますが、まだまだアンケート用紙もいただくけど出せないという子どもたちもいるように聞いておりますし、企業でもそうですが、コミュニケーションというのが一番大事なことなので、コミュニケーションをどう取るかという研修も研修の中に入れていただきやって欲しいと思います。

委員長

ありがとうございます。多分そうでしょうね、コミュニケーションの取り方の問題はすごく大きいだらうなと思いますね。

教育長

今回のペーパーは、検討会議を作ってやりましたので、そこでの報告をもとに、すぐに実践できるということで、電話相談については、2月1日からすぐ動かしただけですが、先ほど調査や対応の仕方については、しっかりした組織としても押していかないといけませんので、県立の校長会ともしっかり協議させていただいて、できるだけ早くに動かせるようにしたいと思っています。

それと、県の取組についても市町教育長さんの会もありますので、そういう形で取り組むという話も説明させていただきながら、連携してやれるところはそういう形で動かしていきたいと思っていますので、順次、実践に移していきたいと思っています。

委員長

他にいかがでしょう。

これは、いじめから、例えば体罰という形でこのところ、ずっといろんな方にご心配

をいただいておりますが、いじめもそうでしたが、なんらかの形であることを前提に対応をしていこうというのをここでも検討しました。今回の体罰についても、体罰がないというわけじゃなくて、そういうのが起こり得るということを前提にして、今回、要因の分析をされて、まずは当面の対応策を、これは桜宮の話とは関係なく、三重県独自で作っているわけですが、これをベースにしていじめにせよ、体罰にせよ、なくしていくことを、ある意味、県民総参加でそれこそやっていかないかんことだろうと思います。後ほどの報告にもありますが、今後も県の教育委員会としていじめ・体罰をなくしていくという強い意志を仕組みとして作っていかざるを得ないだろうと思います。ぜひ取組を強化していただきますようお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（公開）

（木平教職員課長説明）

報告4 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について、別紙のとおり報告する。平成25年2月5日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

このことにつきましては、先般、個別に説明、ご報告させていただいたところですが、改めて報告をさせていただきます。1ページから3ページにかけては、こういう調査の背景や、文部科学省からの通知がございまして、その事項であるとか、本県での調査概要等を取りまとめたものです。具体については、5ページ以降で説明をさせていただきます。

25年1月31日付けの各県立学校長宛ての依頼文書です。市町等教育委員会教育長へも同趣旨の内容で依頼をしております。詳細は後ほど説明いたしますが、市町等教育委員会宛てには、いろいろ調査や報告について、その手順についても例示として示させていただいて、各市町教委や学校の実情がありますので、その状況に応じて目的に沿って実施されるよう依頼をさせていただいております。

それで、この実態把握については、全国的な状況もあり、県の教育委員会でもどういう形でさせていただくのがいいか、種々検討していたところですが、そうした際に、25年1月23日に文部科学省から依頼通知がありましたので、まず、それを見ていただきたいと思います。

9ページをご覧ください。「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態調査について(依頼)」というものです。9ページの下の方には、この体罰の位置づけ、考え方等が改めて書かれており、10ページですが、各団体にあってもそういったことをしっかり受け止めて、意識向上が図られるような指導と、体罰を行った教員等についての厳正な対応をするようにということと、いろんな体制整備をするということと、「また」以下で体罰の実態について主体的に把握し、文部科学省に報告するようお願いするというものになっています。

具体的には11ページですが、2番で体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数等について報告をということで、この際、教職員のみならず児童生徒や保護者への調査も併せて行う。必要に応じて個人情報の取扱いに配慮しつつ、外部の方に参画いただくなど、正確に実態を把握するための手法を工夫することということで、例示が示されており、それぞれの団体で主体的に把握するようということなのです。

それから、児童生徒の懲戒と体罰の考え方ですが、19年2月5日の「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」によるとされておりますが、15ページをご覧ください。19年2月5日付けの通知です。いじめ、校内暴力等の深刻な状況になったときの通知ですが、懲戒・体罰にかかわる部分は、17ページの3です。児童生徒等の懲戒については、学校教育法の11条で規定がございます。読ませていただきますと、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」というのが、元々の法の規定でございます。

3番の(1)ですが、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができる。そのことを通じて自己教育力や規範意識の育成を期待することができることとされておりまして、(2)でその体罰がどのような行為なのか、一方で懲戒がどの程度まで認められるのかという区分ですが、機械的に判定することは困難であると。このことが、ややもすると指導に自信を持ってない状況を生み、過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、暴力行為などの土壌を生む恐れがあるということで、その考え方が記載されております。

(3)の3行目以降で、「児童生徒の問題行動は、学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、（別紙）を取りまとめた。」ということがございます。今後、この「考え方」によりましようということで、18、19ページをご覧ください。1の(1)で、先ほど読み上げました、学校教育法第11条ただし書きにいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的、時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

その懲戒の内容が、身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒、それから、肉体的苦痛を与えるような懲戒に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行動であったかどうか等の観点が重要である。

(4)の児童生徒に対する有形力の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として

許されないというものではなく、裁判例ですが、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたり、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたものがあると紹介されています。

(5)で具体的に、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものではない限り、通常体罰には当たらない。放課後等に教室に残留させる。授業中、教室内に起立させる。学習課題や清掃活動を課す。学校当番を多く割り当てる。立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。というところが例示として挙げられています。

(6)では、正当防衛、正当行為等のことが書かれておりますが、暴力行為に対して教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使についても、同様に体罰には当たらないとしています。

2点目は、教室外退去の措置についてですが、遅刻とか怠けたことを理由に児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

他方、教室内に入れずに教室から退去させる場合であっても、その指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてはこれを行うことは差し支えない。

児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により学習を妨げるような場合は、妨害を排除し、教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

(4)は、携帯の一時預かりのことも書かれております。

前後しますが、11ページに戻っていただきますと、懲戒なり体罰をどこで線引きするのは非常に難しいわけですが、一定大きな考え方のもとで判断することになります。3番のところでは調査の対象範囲は小中高校、高校は通信制を除くと、あと、特別支援学校等ということです。

4番で、文部科学省が求めている報告は2段階ございまして、1次報告というのが本年2月28日までが報告期限で、これは平成24年4月から25年1月までに発生したものを報告します。2番の2次報告というのが25年4月30日までが報告期限で、今回新たに実施した調査の結果把握したものを報告します。言い換えると、1番を新たに調査して把握するというよりは、2番について今回新たに調査した結果、把握したものを4月30日までに報告するということ、欄外の米印の2つ目で、1行目の後段で「報告すべき事案の対象期間を、平成24年度に発生したものとする。新たに実施した調査の結果、1次報告の報告期限2月末までに把握したものがあっても、2次報告において報告をする」となっております。

それから、12ページですが、調査結果については全国集計を取りまとめ、公表する。それから都道府県別の結果の公表の可能性もあるということで、13ページが留意事項

で、1の「調査対象」ですが、調査対象職員は教育職員です。括弧書きでいろんな職名が書いてありますが、講師(非常勤の者も含む。)となっています。なお、事務職員等は調査の対象外です。

2の「各項目の記入方法」というのは、文部科学省へ報告する様式の記入方法のことですが、まず、発生年月日、処分年月日、懲戒処分の場合はその種類、訓告等、諭旨免職、当事者の学校種、(7)で被害を受けた児童生徒人数、これは学年ごとに記入とあります。

17ページの(8)ですが、「体罰時の状況」、それは「場面」、「場所」と。先ほどの体罰の取扱いの部分についてもあった「場面」、「場所」です。「体罰の態様」、「被害の状況」、(11)で「体罰事案の把握」、まず把握するきっかけ。最後(12)は、「体罰事案の把握の手法」ということで、事情聴取した者を選択するということです。

今、ずっと見ていただきましたのは、文部科学省から来た依頼通知です。改めて5ページに戻っていただきます。5ページは、そういうことも踏まえて、それまで三重県教育委員会内で種々議論してきたことも踏まえて文書をお出ししているものです。

前段で大阪市のこととか、本県においても発生していることであるとか、体罰が明確に禁止されており、児童生徒の心と体の成長を預かる教職員による体罰は決して許されない行為であるということに記載しています。

先ほど見ていただきました文部科学省の通知があって、報告が2段階となっていると。この文書の中で、第1次報告については、現在、県教育委員会が、県立学校、小中では市町教育委員会から既に報告を受けている事案について報告の予定だとさせていたでいます。

ただ、昨今の状況で市町教育委員会において、それぞれ把握・対処された部分について、議会への報告や報道機関への対応等を通じて公表されつつある状況が生じていますので、ここの部分については、現時点で公表されている部分は報告の対象にさせていただこうかと思っています。

第2次報告について下記のとおり調査をするということで、平成24年度に発生したものです。2番の「体罰の考え方」は、先ほど見ていただいたとおりです。実態把握の対象は、高等学校(通信制を除く)、特別支援学校。6ページですが、「調査対象職員」は高等学校で、ここの部分は通信制課程勤務者を含むということで、部活とかいろんな関係で通信制以外の生徒への関わりもありますので含むと。それから、特別支援学校に勤務する教員、ということで、非常勤も含めて教育職員のすべての職を書いています。それから、教員以外の職員は対象外ということです。

「実態把握の方法」ですが、教員と児童生徒に調査用紙を配付していただきます。続けて休職等の教員の扱いを書いておりますが、調査・報告の手順は、別紙に「調査・報告手順」を参考にしてくださいということで、21ページをご覧ください。まず、調査用紙の配付・回収ということで、できれば2月上旬から中旬ぐらいまでということで、教員用と児童生徒用を作っています。まず、対象教員全員に配付して調査を行っていただくということで、調査目的をしっかりと説明をしていただくことと、中ほどで特別な配慮を必要とする教員もみえますので、必要に応じて聴き取り等による調査とか、長期に勤務していない教員とか非常勤の教員で調査用紙による調査が困難な場合は、聴き取り

等により確認をしてくださいということで、様式は23ページにお付けしました。職名、名前を書いて、体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るために実施するものです。調査の趣旨を理解のうえ、協力をお願いしています。調査の対象は、24年度中の体罰についてということで、今年度児童生徒に体罰(殴る、蹴る、長時間正座や直立等をさせる等)を行ったことがありますか。ある場合は、その内容を教えてください。

2番は、同様のことを他の教員がしているのを見たことがあるかと。ある場合は、その内容を具体的に教えてくださいということで、「2月 日まで」と空白になっていますが、学校で適切な期日を入れていただき、管理職に提出をするように要請をするものです。

併せて24ページ、25ページは、児童生徒用です。学年、組、名前を基本的に書いていただき、体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るために実施するもので、協力をお願いしますということと、平成24年度中の体罰についてが対象であるという説明です。児童生徒向けにはなかなか厳しい調査なんですけど、教員から体罰を受けたことがありますか。ある場合は、その内容を具体的に教えてください。それから、教員が児童生徒に体罰を行っているところを見たことがありますか。ある場合は、その内容を具体的に教えてくださいという依頼です。

欄外ですが、「2月 日まで」に、この用紙を二つ折りにして、学校の先生に提出してください。その下ですが、この用紙を家庭に持ち帰り、保護者の方と相談して書いてもいいとしています。

25ページは、そのルビを振った様式と、26ページは県立学校用ですが、特別支援学校の低学年なり特別支援学校に必要な児童生徒については、もう少し分かりやすい様式で準備をしております。

21ページに戻っていただき、中ほどの「児童生徒用」ですが、まず、管理職が基本的に各クラス担任に、調査目的・方法を説明して調査を行って欲しいということで、調査目的、先ほど申し上げたのを説明して、調査用紙を配付するということと、③④は先ほど見ていただいたとおりです。2月中旬を目途に提出させてくださいということと、調査用紙ですが、児童生徒に配付した翌日以降に回収を行うとか、例えば、ホームルームで配ってその場で書いて出すようにということであれば、非常に書きにくいとか、誰がどう書いているのかとか、そういったことも懸念されるので、児童生徒に配付した翌日以降に回収を行うとか、体罰をもし受けている児童生徒がいたときに、特定されないようにとか、提出しやすいような工夫をしてくださいということをお願いしています。教員はそのまま管理職に提出してくださいということと、必要な児童生徒に対しては、別の調査用紙、あるいは、聴き取りにより調査を行ってくださいということに記載しています。

22ページですが、各学校の状況にもよりますが、調査結果の集計と内容の確認ということで、2月中旬から3月上旬にかけて、体罰の報告があった場合には、該当の教員、児童生徒、児童生徒に聴く場合は、いろんな配慮をしながら丁寧に意を用いて聴いてくださいとお願いしているところですが、体罰に該当するものなのか、そうではないのか確認をして、一応3月4日までに県の教育委員会教職員課に提出をいただくように依頼しています。改めて私どもでも内容の確認等もさせていただき、文科省の期日は、4月

30日までとなっています。

体罰禁止の徹底と体罰に係る実態把握をこういう形で調査をさせていただき概要については、以上です。どうぞよろしくお願いたします。

【質疑】

委員長

報告4ですが、この件についてはいかがでしょうか。

丹保委員

このやり方は、ほとんど文科省というか、ここに書いてあるような中でやるということですね。全国共通で。

教職員課長

やり方については、文部科学省としては、主体的に調査するよという事です。ですので、先ほど見ていただいた11ページに、実態把握もこういったことを行うなど、それぞれの団体で手法を工夫するよということになっています。ですので、様式が示されたりといったことはありませんが、児童生徒の分は家庭に持ち帰って書いていただいてもいいとか、そういった部分で保護者との相談もできるよな形で、この通知も踏まえて考えさせていただきました。

丹保委員

すると、県によって少しやり方が変わってくるということですね。

委員長

いかがでしょうか。これは三重県として独自に調査の用紙を作っているが、ただ、報告用紙の体罰が行われた場所や態様とか、ここの部分は文部科学省の分類に従っていると、そういう形になりますね。

教職員課長

おっしゃっていただいたのは27ページと思います。

委員長

これがそうですね。ただ、23ページの教員用、24ページ、25ページの児童生徒用については、三重県独自で調査の用紙を考えてきたということによろしいんですね。これは2月上旬から配付ということで、これは配付の日程は固めて始められようとしているのですか。

教職員課長

県立学校につきましては、1月31日の校長会できちっと説明をして、調査票も配付してお願いしたところです。

同日付で市町教育委員会教育長には、市町教育支援・人事監を通じてお願いをして、今まさに調査にかかっているところだと思えます。

委員長

いかがでしょうか。

清水委員

管理職へアンケート用紙が出てくるということで、管理職が内容を見て報告書を出さなければいけないということですが、その学校において対応して、市町教委、県教委へ

報告を上げた内容が出てくる場合もあるし、逆に今までは分かってないようなものが出てくる場合がありますね。そうなった場合は、報告なので、文科省にするんですが、そのところでの対応は、どういう形が取られていく可能性があるんでしょうか。

委員長

今回のこの調査で新たに判明した事案についてということでしょうか。

清水委員

はい。

教職員課長

対応といいますのは、服務上の関わりということでしょうか。

委員長

結局、今度は服務上の処分になるということですね。

教職員課長

まず、市町教育委員会、小中学校の関係については、地方教育行政法上も服務監督は市町教育委員会にございます。一方で任命権、懲戒処分も含めますが、県教育委員会、ここでご審議いただくわけですが、その間をつなぐものとして現時点で市町教育委員会に対しては、規律違反に該当する事項については報告をしてくださいとお願いをしています。

今回、清水委員ご指摘の部分は、今後、新たに県教委が把握した部分、市町教委が把握した部分も入るんでしょうが、その部分についての服務上の規律違反をどこまでどの立場が求めるのかということだと思っております。まず、体罰について、その状況を市町教育委員会から我々が報告をいただきます。その部分について、市町教育委員会の中でもご判断いただく部分もありますが、服務上の扱いについては、まずその概要を見て、必要な部分については、市町教育委員会から服務規律の違反報告書というのを出していただく必要があると思っておりますので、そのうえで個々の部分の、先ほど説明させていただいたような大枠の基準、それから、これまでの体罰に係る取扱いにおける考え方を踏まえて、個別に検討をして、懲戒処分に相当する部分について、またここでご審議いただくということと、全体的にどのように対応していくかについては、事務局においてもきちっと意思決定をしていく必要があるかと思っています。個々、これから対応させていただきます。

清水委員

報告だけではなしに、体罰があったということで、報告後に調査についての対応をしていただけるということですね。

教職員課長

はい、そうです。

委員長

他にいかがでしょうか。

丹保委員

21ページに、「体罰を受けた児童生徒が特定されないよう」と書いてありますが、名前を書いて体罰を受けたと書いたら特定されないですか。

教職員課長

言葉がひよっとしたら抜けているかわかりませんが、当然記名で教員には出してくださいということで、その部分を特定しないということではなくて、どうしても、いじめもそうかもわかりませんが、教員から体罰を受けたことを、親しい友だちでもなかなか言いにくかったりという状況があると思いますので、クラスの子であるとか、周りの子どもたちに、そういう思いでいる児童生徒がいたら報告し、その報告したことが特定されないようにと、そういう趣旨です。

丹保委員

他の子が分からないようにと、そういう意味ですね。

委員長

ということであります。いかがでしょうか。他にこの調査については何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほども申し上げましたが、まずは実態の把握からということでの調査になります。三重県独自の調査用紙でもありますので、現場への周知は、先ほどの通報者の保護の問題というのもありますでしょうし、どうしても教員組織の学校の現場では、いじめもそうですが、体罰を表に出すことについてのためらいがあるのは基本だろうと思います。先ほどの理論分析から言っても。そういう中でそれをアンケートで聞いていくというわけですから、意図の徹底と通報者に対する保護は、ぜひ万全を期していただきたいと思います。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告5 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（公開）

（野原社会教育・文化財保護課長説明）

報告5 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成25年2月5日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

1ページをご覧ください。専決処分の報告の内容についてご説明させていただきます。交通事故による相手方への損害賠償の額の決定及び和解についてです。

まず、この損害賠償の義務の発生原因となる事実の部分ですが、平成24年10月2日、津市久居井戸山町地内の国道165号において発生した埋蔵文化財センターに係る公用車の公務上の事故です。

この事故につきましては、前を走っておりました車が急停車をしたことにより追突し、これは車間距離が不十分であったり、前方不注意であったりということで物損事故を起こしたものです。なお、相手方並びに当方の職員にけが等はございませんでした。相手方は、津市久居新町685番地 松本恭実（まつもとゆきみ）さんです。

損害賠償の額は459,800円となります。この損害賠償の額の決定及び和解についての決裁を、平成25年1月22日に教育長決裁を取ったところです。

今回の事故につきましては、先ほども申しました車間距離を十分取る、あるいは前方

を注意するという一方で、埋蔵文化センターにおいては、交通事故を未然に防止するため、注意喚起を改めて行うとともに、今後も交通ルールを守り、交通安全に努めるよう職員の意識の向上を今後も図っていきたいと考えています。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。

これはやってしまったことですね。それで、専決処分をされたということです。けがなくて良かったということです。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第42号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。